

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい利用方法に従って利用されないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみの出演に対して入場料を徴収するなど、着ぐるみを直接的に営利目的で利用するおそれのあるとき。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用申請等)

第3条 着ぐるみを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認申請書（様式第1号。以下「利用承認申請書」という。）を利用日の2日前の開庁日までに市長へ提出し、利用しようとする日の前日までにその承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために利用するとき。
- (2) 市立の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が利用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日の3か月前からできるものとする。

(利用承認等)

第4条 市長は、前条の規定により利用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を承認するときは、申請者に秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認通知書（様式第2号。以下「利用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、利用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、利用を承認しないときは、申請者に秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用不承認通知書（様式第3号。以下「利用不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(利用期間等)

第5条 着ぐるみを利用する期間は、原則として5日間以内とする。

2 着ぐるみは、利用承認期間終了日の翌日10時までに文化体育センター（秩父市大野原1470）へ返却しなければならない。この場合において、その日が火曜日にあっては、この限りでない。

(利用料)

第6条 着ぐるみの利用料は、別表1に掲げるとおりとする。

(利用料の減免)

第7条 着ぐるみの利用については、次に掲げる事項に該当する場合は減免とし、利用料は無料とする。

- (1) 秩父市の業務として利用するとき。
- (2) 秩父市内教育施設（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）が利用するとき。
- (3) 秩父市内子育て関連施設（保育所・幼稚園等）が利用するとき。
- (4) 秩父市内自治会行事（自治会事業として利用する場合）が利用するとき。
- (5) 秩父市内介護施設等が利用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

(利用料の納付)

第8条 利用許可を受けた者（以下、「利用者」という）は、利用料を着ぐるみ借り受け時に納付しなければならない。

2 納付された利用料は還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由より着ぐるみを利用することができない場合は、利用料を還付することができる。この場合において、利用者は、市長へ書面による申し立てを行い、その承認を受けなければならない。

(利用上の注意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた内容にのみ利用し、市長が付した利用条件に従うこと。
- (2) 利用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸し出しに伴う搬出及び搬入は、直接利用者が行うこと。
- (4) 別に定める秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用留意事項に基づき、正しく利用すること。
- (5) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 秩父市及び秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」のイメージを損なう利用をしないこと。
- (7) 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、利用者の責任と負担により修復、クリ

ーニングをし、原状に復さなければならない。修復又はクリーニングが困難な状態までに破損又は汚損した場合は、利用者が実費弁償しなければならない。

(利用承認の取り消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認取消書（第4号様式。以下「利用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者は、利用承認取消書の通知があった日以後、着ぐるみを利用してはならない。

(責任の制限)

第11条 前条の規定により着ぐるみの利用承認を取り消した場合、利用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

2 着ぐるみの利用によって利用者が受けた被害又は利用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条の規定は、平成28年9月1日以後の着ぐるみの利用から適用する。

別表1 着ぐるみ貸し出し利用料等

項目	該当事項	概要
利用料	1日 2,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・市外の法人その他の団体等 ・市民以外の個人利用（結婚式・披露宴に限る）
	1日 1,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の法人その他の団体等 ・市民の個人利用（結婚式・披露宴に限る）
減免規定	無料	<p>要綱第7条に該当する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父市の業務として利用するとき。 ・秩父市内教育施設（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）が利用するとき。 ・秩父市内子育て関連施設（保育所・幼稚園）が利用するとき。 ・秩父市内自治会行事（自治会事業として利用する場合）が利用するとき。 ・秩父市内介護施設等が利用するとき。 ・その他市長が適当と認めるとき。
その他	上記のほか、有料の場合で、利用日が1日増えるごとに、利用料が加算されます。	利用日の翌日10時までに返却の場合は加算されません。
貸出期間	原則として5日間	

様式第1号様式 (第3条関係)

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認申請書

年 月 日

秩父市長 様

〒

申請者 住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者名)

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみを次のとおり利用したいので、申請します。

利用用途 (イベント名)	
	市HPに掲載 可・不可 (どちらかに○)
利用場所	
利用期間	借受日： 年 月 日 () 午前・午後 時頃 返却日： 年 月 日 () 午前・午後 時頃
	(イベント日時) 年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分まで
ポテくまくん 登場時間	(現時点でわかる範囲で記入してください。)
連絡先	担当者氏名 電話 E-Mail
添付書類	1 企画書等 (開催日時、場所、内容が分かるもの) 2 その他参考となるもの

※事務処理欄 (利用区分)

市外の法人その他の団体等 市民以外の個人利用 (結婚式・披露宴に限る)	1日 2,000円
市内の法人その他の団体等 市民の個人利用 (結婚式・披露宴に限る)	1日 1,000円
秩父市が減免規定と認めた団体	無料

第2号様式（第4条関係）

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認通知書

承認番号 第 号
平成 年 月 日

様

秩父市長 久喜 邦康

年 月 日付けで申請のあった秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用については、次のとおり承認します。

記

承認期間 平成 年 月 日（ ）午前・午後 時 から
平成 年 月 日（ ）午前・午後 時 まで

※時間厳守でお願いします。

利用区分

市外の法人その他の団体等 市民以外の個人利用（結婚式・披露宴に限る）	1日 2,000円
市内の法人その他の団体等 市民の個人利用（結婚式・披露宴に限る）	1日 1,000円
秩父市が減免規定と認めた団体	無料

※上記のほか、有料の場合で利用日が1日増えるごとに1,000円加算されます。

※着ぐるみを破損又は汚損した場合は、修復又はクリーニングをしてからお返しください。

利用料金 _____ 円（着ぐるみ借り受け時にお支払いください。）

【内訳】

受け取り及び返却場所 秩父市文化体育センター（秩父市大野原1470）

承認条件

1. 着ぐるみ利用申請書の申請内容のとおり利用すること。
2. 秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用要綱を遵守すること。

第3号様式（第4条関係）

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用不承認通知書

年 月 日

様

秩父市長

（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみの利用については、次の理由により承認できません。

理由

第4号様式（第10条関係）

秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみ利用承認取消書

年 月 日

様

秩父市長

（公印省略）

年 月 日付け承認番号第 号で承認した秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」着ぐるみの利用については、次の理由により利用承認を取り消します。
なお、この通知があった日以後、承認を受けた内容については利用できません。

理由